

阿波かつうらブランド推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、阿波かつうらブランド推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、徳島県勝浦町の優れた特産物や資源を活用した勝浦ならではの「阿波かつうらブランド」づくりを推進することで、勝浦町の魅力発信及び町内産業の振興を図り、勝浦町の活性化につなげることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 阿波かつうらブランド商品の開発に関すること。
- (2) 阿波かつうらブランド商品の販売促進に関すること。
- (3) 阿波かつうらブランド商品の情報発信に関すること。
- (4) 会員の研修に関すること。
- (5) その他、前条に定める目的を達成するために必要と認めること。

(会員)

第4条 会員となるには、協議会が指定する方法で入会を申し込まなければならない。

2 協議会は、次の者を会員とすることができる。

- (1) 勝浦町から阿波かつうらブランドとして認証された商品を製造・販売する者
- (2) 勝浦町企画交流課の担当職員
- (3) 第2条に定める目的に賛同し、阿波かつうらブランド商品の情報発信を行うなど、阿波かつうらブランドの発展に貢献する者

(会費)

第5条 会員は、協議会の運営等に要する経費に充てるため、会費を負担しなければならない。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名以内

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員を選任)

第8条 役員は、会員のなかから総会において選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての職務を行う。

(役員報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長は会長があたる。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会員以外の者を総会に出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(総会の権能)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 規約の制定及び改正

(2) 事業計画及び収支予算に関する事

(3) 事業報告及び収支決算に関する事

(4) 会費に関する事

(5) 役員を選任及び解任

(6) 解散及び残余財産の処分に関する事

(7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(専決処分)

第13条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、前条に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長が前項に定める専決処分を行った場合、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、道の駅ひなの里かつうら（勝浦町大字生名字月ノ瀬4番地1）に事務局を置く。

2 前2項に定めるもののほか、事務局の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第15条 協議会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年2月21日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和7年5月31日までとする。

附 則

この規約は、令和6年4月4日から施行する。ただし、会費は令和7年3月31日まで徴収しないものとする。